

# 令和8年度農業用大型トラクター技能講習会開催要領

## 1 目的

担い手の経営規模拡大や集落営農の法人化が進むなか、省力・低コスト農業を目指し、県下各地域において高性能大型機械の導入が進んでいる。

そこで、その操作技術者等を対象に農業用大型トラクター技能講習会を開催し、操作技術の習得と農耕用限定大型特殊自動車(以下「農耕大特」という)免許及び農耕用限定けん引(以下「農耕けん引」という)免許を取得することにより、大型農業機械利用の効率化と安全利用を推進する。

<http://www.hyogonokisho.org/in/tae.html>



ホームページ  
アクセス用  
QRコード

## 2 講習会及び免許試験の日時・場所

### (1) 豊岡（八鹿）会場

会場	区分	日 時	内 容	場 所
豊 岡	農耕大特 並びに 農耕けん引 技能講習	令和8年7月28日(火) 9時00分～9時15分 9時15分～9時20分 9時20分～16時30分	前期班講習 受 付 開 講 式 実技講習	豊岡市岩井字河谷 1598-34 但馬空港 東駐車場 特設練習コース (事務局 TEL090-3031-6058)
		7月29日(水) 9時00分～16時30分 (前期班に同じ)	後期班講習 同上	同 上
会 場	免許試験	①農耕けん引免許 令和8年7月30日(木) 31日(金) トラクター2台持込み ②農耕大特免許 令和8年8月 6日(木) 7日(金) トラクター2台持込み 各日とも9時～16時	実技試験	養父市八鹿町朝倉 48-5 但馬運転免許センター TEL 0796-62-1117 (事務局 TEL090-3031-6058)

※①講習日数は、農耕大特、農耕けん引ともに前期、後期それぞれ各1日とする。

②講習定員は、大特は各日12人の計24人、けん引は各日15人の計30人とする。

③講習日及び試験日の振り分けは、主催者に一任。受講決定通知に指定日を記載。

また、受講決定通知に記載した講習日及び試験日は原則変更できない。

(2) 加西（明石）会場

加 西 会 場	農耕大特 技能講習	令和8年10月27日(火) 9時00分～9時15分 9時15分～9時20分 9時20分～16時30分	1期班 24人 受付開講式 班編成 実技講習	加西市常吉町荒田 1256-4 兵庫県立農林水産技術 総合センター 農業大学校 トラクター練習コース 事務局 Tel 090-3031-6058
		10月28日(水) 同上	2期班 24人 同上	同 上
		10月29日(木) 同上	3期班 24人 同上	同 上
		10月30日(金) 同上	4期班 24人 同上	同 上
	免許試験	令和8年11月2日(月) 4日(水) 9日(月) 10日(火) トラクター3台持込み 各日とも9時～16時	実技試験 各日24人	明石市荷山町 1649-2 明石運転免許試験場 TEL 078-912-1628 事務局Tel090-3031-6058

(注) ①講習日及び試験日の振り分けは、主催者に一任。受講決定通知に指定日を記載。

また、受講決定通知に記載した講習日及び試験日は原則変更できない。

②開催会場の農業大学校への問合せには回答はできない。

3 主催 兵庫県農業機械化協会

4 後援 兵庫県

5 受講定員

(1) 豊岡会場 農耕けん引30人、農耕大特24人

(2) 加西会場 農耕大特96人

(注) 両会場とも受講定員を超過した場合は、受講者数を調整する。

※臨時講習会の開催

農耕大特の豊岡、加西会場の申込人数が定員を大幅に超過し、臨時講習会を開催する場合は、開催要領を11月頃に公表する。

その場合、受講定員は最大96人（農耕大特のみ）で、会期を令和9年1月26日～1月29日、会場を加西会場（県立農業大学校）とし、また、免許試験は、令和9年2月1日～4日を予定する。

6 受講対象者

講習を受けようとする者は、普通自動車運転免許以上の運転免許を取得している者であって（限定なしの大型特殊免許取得済み者は、農耕用大特車両を運転可能。）、自動車運転免許証の住所欄の記載が兵庫県であり、かつ、運転免許試験の受験申請書を兵庫県警察の「明石運転免許試験場」または、「但馬運転免許センター」に自ら取得に赴くことができる以下の者とする。

- ① 農業者及び集落営農組織・農業法人等の構成員等、並びに新規就農支援組織の研修生及びその指導者で、営農活動に従事するため農耕車限定の大型特殊免許を必要とする者。
- ② 外国籍の者にあつては、次のいずれの条件も満たす者に限る。
- ア 通訳者を介さずに日本語で講習会講師及びスタッフと円滑な意思疎通が可能であり、かつ、日本語で記された紙媒体の講習資料等を適確に読解できること。
- イ 兵庫県公安委員会発行の運転免許証に記載の住所地の市町が発行する「住民基本台帳法第30条の45に規定されている在留資格、国籍等、外国人住民となった年月日など」の「特定事項」が記載された「住民票の写し（コピー不可）」を運転免許試験場に提出できる者。
- ③ 農業機械取扱業者及びJA農機担当職員等で、農耕車限定の大型特殊免許等を必要とする者。

## 9 受講申込み方法

受講希望者は、別紙(様式1)申込書により次のとおり申し込むものとする。

### (1) 豊岡会場受講者の申込

- ① 6の①及び②に該当する者は、市町担当部課あてに、**5月29日(金)までに**申し込むこととする。
- 市町担当部課は、県農林水産部農産園芸課が指定する期間内に様式2の申込書を同課に提出するものとする。(市町担当部課報告の方法・期日等については、県農林水産部農産園芸課から別途通知する。)
- ② 6の③に該当する者は、兵庫県農業機械化協会長へ**5月29日(金)までに**直接申し込むものとする。

### (2) 加西会場受講者の申込

- ① 6の①及び②に該当する者は、市町担当部課あてに、**8月26日(水)までに**申し込むこととする。
- なお、豊岡会場講習会で農耕大特の抽選に漏れた受講希望者は、加西会場講習会への再申し込みを可能とする。ただし、様式1の受講申込書は改めて提出しなければならない。
- 市町担当部課は、県農林水産部農産園芸課が指定する期間内に様式2の申込書を同課に提出するものとする。(市町担当部課報告の方法・期日等については、県農林水産部農産園芸課から別途通知する。)
- ② 6の③に該当する者は、兵庫県農業機械化協会長へ**8月26日(水)までに**直接申し込むものとする。

## 10 受講者の決定について

- (1) 受講申込み人数が定員を超過した場合は、抽選により決定するものとする。
- (2) 兵庫県農業機械化協会長は受講者が決定され次第、申込者に受講の可否の通知を行うものとする。受講料の納入後、受講決定者あてに受講票は発行しない。  
また、受講決定通知に記載した講習日及び試験日は原則変更できない。

## 11 受講料

- (1) 10の(2)で受講可の通知を受けた申込者は受講料を指定口座へ振り込むこと。
- (2) 受講料は、農耕大特技能講習は45,000円、農耕けん引技能講習は50,000円とする。  
なお、運転免許試験の受験手数料(兵庫県証紙2,800円)は兵庫県農業機械化協会  
で準備する。
- (3) 受講料の納入は、次のとおりとする。
  - ア 郵便振込通知票または、下記銀行口座あて
    - ① 郵便払込 口座番号 01120-4-7960  
加入者名「兵庫県農業機械化協会」
    - ② 三井住友銀行北条支店 普通預金 3420544  
加入者名「兵庫県農業機械化協会」  
〒679-0103 加西市別府町小池下甲 1870-1  
T E L 0790-47-1536、 F A X 0790-47-1537

### イ 受講料振込期限

「受講可の通知票」を受け取った日から

- ・豊岡会場受講者 令和8年6月26日(金)までとする。
- ・加西会場受講者 令和8年9月25日(金)までとする。

なお、振込期限までに振込を確認できない場合は、受講決定を取り消すものとする。その際、兵庫県農業機械化協会からの受講意思の確認や受講料振込の督促は一切行わないので注意されたい。

## 12 その他

- (1) 主催者は、受講中の事故に対し、一定額の保険加入措置を講ずるものとし、それ以上の責を負わない。
- (2) 受講手続き後にやむを得ず受講できなくなったときは、速やかに兵庫県農業機械化協会(T E L 0790-47-1536)に連絡すること。
- (3) 受講料納入後やむを得ず受講できなくなっても、特別な事由が無い限り、受講料は返還しない。
- (4) 6の①及び②に該当する受講希望者にあつては、市町に申し込むこととしているので、締切期日に余裕をもって提出のこと。